

(下線は変更箇所)

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>